



報道機関 各位

記者発表資料

平成28年12月26日(月)

問い合わせ先：人事課

担当：高橋・石塚

電話：829-1087

内線：2410

職員の懲戒処分について

さいたま市長は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 事件の概要

本事件は、平成27年10月25日(日)午後6時35分頃(公務外)、普通乗用自動車を運転し、東京都府中市内の片側3車線道路の第3車両通行帯を進行し、交差点内において一旦停止後、左前方に進路変更するに当たり、自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠って左方に進路を変更した過失により、左後方から進行してきた普通乗用自動車の右側部に自車左前部を衝突させ、相手方に加療約16日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせたものです。

これにより、過失運転致傷として略式命令で罰金10万円の刑事処分が科されています。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

保健福祉局 主事(31歳) 戒告

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

平成28年12月26日